

○ 生活福祉委員長報告

生活福祉委員会委員長 上 田 公 司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第55号 専決処分の承認について（鳴門市国民健康保険条例の一部改正について）」ほか議案2件であります。また、継続審査となっておりました請願1件も議題としました。

当委員会は、去る6月9日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願1件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第55号 専決処分の承認について（鳴門市国民健康保険条例の一部改正について）」であります。国民健康保険法及び施行令の一部改正が行われ、国民健康保険料賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減世帯の拡大、財政基盤強化策の恒久化のため所要の改正を行ったものであり、事務執行上、急を要したため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

委員からは、所得の高い方の国民健康保険料賦課限度額を引き上げる代わりに、保険料の軽減制度のうち5割軽減、2割軽減の方の人数を増やすということによいのか、また、制度改正の周知をどのように行うのかについて質疑があり、理事者からは、国民健康保険料賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減世帯の拡大の趣旨はそのとおりであり、周知については、6月号の市広報紙、市公式ウェブサイトで周知するとともに、今後、発送する納付書と一緒に平成27年度の保険料等を周知する文書を同封するとのことでした。

また、委員からは、財政基盤強化策の恒久化のうち、保険財政共同安定化事業について、平成26年度まではレセプト1件30万円以上の医療費を対象として市町村間の費用負担を調整していたが、平成27年度から1円以上にすることについて、市町村からの拠出金の変動する可能性について質疑があり、理事者からは、各市町村の支出状況が正確に把握されるようになり、拠出金額により明確に反映されることになるとの説明を受けました。

また、委員からは、国民健康保険の被保険者には、年金生活者や非正規雇用の割合が高く、国にこれ以上の負担増とならないよう要望していかねばならないのではとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で承認すべきと決しました。

次に、「議案第56号 専決処分の承認について（鳴門市介護保険条例の一部改正について）」であります。介護保険法施行令の一部改正が行われ、低所得者の介護保険料の軽減強化についての実施やその内容が確定したため、所要の改正を行ったものであり、事務執行上、急を要したため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

委員からは、第5期計画期間における保険料と比較して、第6期計画期間の保険料が大幅に上昇したがもう少し緩やかに出来なかったのかについて質疑があり、理事者からは基準額が20%上昇して5千760円となった要因として、第4期計画期間から第5期計画期間については基準額を据え置いたことや、介護給付費準備基金が枯渇したためとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、「議案第60号 鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」であります。平成27年10月より社会保障・税番号制度に関するマイナンバー制度が開始されることに伴い、通知カード及び個人番号カードの再発行手数料を定め、住民基本台帳カードの発行手数料の規定を削除するものであります。

委員会では、マイナンバー制度に直接関係する通知カード及び個人番号カードと現在の住民基本台帳カード、なると市民カードとの関連について確認を行いました。

委員からは、マイナンバー制度の市民への周知方法について質疑がありました。理事者からは、国もパンフレットや新聞等で積極的に広報活動を行っており、市としては広報紙やテレビ広報、市公式ウェブサイト等を通じて周知を行うとの説明がありました。委員からは、高齢者の方などは特に制度を理解しがたいと思われるため、民生委員児童委員や連絡所での相談対応や自治振興会の会合にも出向いて制度の説明を行い、市民に不安を与えないように周知を徹底してほしいとの要望がありました。理事者からは、まちづくり出前市長室などでも制度の説明を行うことを今後検討し、制度の詳細が決まり次第、積極的に市民へ情報発信を行い、市民に安心していただけるようつとめていきたいとのことでした。委員からは、市独自の広報をもっと積極的に行い、制度の周知にはある程度の時間がかかるため、早めに予算化し、計画的に行うべきとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。